



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名	大 石 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 大 久 保 則 夫
コ ー ド 番 号	3 9 4 3 福 証
本 社 所 在 地	北 九 州 市 八 幡 東 区 桃 園 2-7-1
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 田 中 英 雄 電 話 093-661-6511

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 72 期定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役への権限委譲に関する条文を新設するものであります。

(2) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第 33 条として新設するものであります。

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月27日 (水)

定款変更の効力発生日 平成30年6月27日 (水)

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>17</u>名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) <u>第20条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任期) <u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第22条～第23条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(選任方法) <u>第19条</u> 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任期) <u>第20条</u> 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>第21条～第22条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条～第26条（条文省略）</p> <p>（報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（新設）</p> <p>第28条 （条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>（員数） 第29条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>（選任方法） 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>（任期） 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第24条～第25条（現行どおり）</p> <p>（報酬等） 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>（重要な業務執行の決定の委任） 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 （現行どおり）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤監査役および常任監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を定める。</u> <u>2 監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第33条 監査役会の招集は会日の3日前までに各監査役に対して通知する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>3 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第35条 当社は、取締役会決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員および常任監査等委員)</u> <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員および常任監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(期末配当)</u> <u>第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として期末配当をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u> <u>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第39条 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、第72期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>